

差押えにより
供託申請される皆様へ

供託の申請は オンラインによる供託申請 がおすすめです。



簡単！

- パソコンから供託の申請ができますので、法務局に出向く必要がありません。
- 次月の申請の際、前月に入力した内容を再利用できます。

便利！

- インターネットバンキングの利用により、申請画面から供託金を納付することができます。
- お近くのPay-easy(ペイジー)対応のATMでも供託金を納付することができます。

オンライン申請（供託かんたん申請）の流れ

【オンライン申請】

① 登記・供託オンライン申請ページにアクセスして申請します。

- 申請者情報の登録
- 申請情報の入力・送信



【封筒・切手の送付】

② 供託書正本送付用の封筒 ※1 を法務局へ送付します。



※1 切手貼付、宛名記載済みのもの

【受理決定通知】

③ 申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。



【供託金の納付】

④ インターネットバンキング 又は ATM を利用して供託金を納付します。 ※2



※2 ペイジー対応のインターネットバンキング 又は ATM の利用となります。

【供託書正本受領】

⑤ 法務局から供託書正本が届きます。



郵送で供託申請することもできます。
<裏面へ>

まずは

供託ねっと



で検索!!



供託手続について、ご不明な点は、岐阜地方法務局供託課にお問合せください。

岐阜地方法務局 供託課 岐阜市金竜町5丁目13番地

電話番号 058-245-3181 (内線131)

供託かんたん申請 申請情報 画面イメージ

供託（金銭）給与債権執行【かんたん】

供託所の表示		岐阜地方法務局																													
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲斐乙市西町一丁目1番1号																													
	氏名又は法人名	甲山商事株式会社	会社法人等番号（供託者） 1234-01-789012 <small>※資格証明書の送付について</small>																												
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	代表取締役 甲山太郎	会社法人等番号（代理人） <small>※資格証明書の送付について</small>																												
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地																														
被供託者の住所・氏名	氏名又は法人名																														
法令条項 民事執行法第156条第2項																															
<p>供託者は、従業員である甲斐乙市西町二丁目2番2号 乙野次郎に対して平成29年11月1日分の給与（支給日平成29年11月25日、支給場所供託者本店）金250,000円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が3万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記債権差押命令が相次いで送達されたので、給与支給額から法定控除額50,000円を控除した残額の4分の1（ただし、控除した残額が4.4万円を超えるときは、同残額から3.3万円を控除した額）に相当する金50,000円を供託する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事件の表示</th> <th>債権者</th> <th>債務者</th> <th>第三債務者</th> <th>債権額</th> <th>差押債権額</th> <th>送達年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●●裁判所 支部 平成29年(ル)第111号</td> <td>甲斐乙市西町三丁目3番3号 西川株式会社</td> <td>乙野次郎</td> <td>供託者</td> <td>金100万円</td> <td>金100万円</td> <td>平成29年11月05日</td> </tr> <tr> <td>●●裁判所 支部 平成29年(ル)第400号</td> <td>甲斐乙市西町四丁目4番4号 丁田株式会社</td> <td>乙野次郎</td> <td>供託者</td> <td>金100万円</td> <td>金100万円</td> <td>平成29年11月07日</td> </tr> <tr> <td>裁判所 支部 年() 第 号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>				事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日	●●裁判所 支部 平成29年(ル)第111号	甲斐乙市西町三丁目3番3号 西川株式会社	乙野次郎	供託者	金100万円	金100万円	平成29年11月05日	●●裁判所 支部 平成29年(ル)第400号	甲斐乙市西町四丁目4番4号 丁田株式会社	乙野次郎	供託者	金100万円	金100万円	平成29年11月07日	裁判所 支部 年() 第 号				円	円	年 月 日
事件の表示	債権者	債務者	第三債務者	債権額	差押債権額	送達年月日																									
●●裁判所 支部 平成29年(ル)第111号	甲斐乙市西町三丁目3番3号 西川株式会社	乙野次郎	供託者	金100万円	金100万円	平成29年11月05日																									
●●裁判所 支部 平成29年(ル)第400号	甲斐乙市西町四丁目4番4号 丁田株式会社	乙野次郎	供託者	金100万円	金100万円	平成29年11月07日																									
裁判所 支部 年() 第 号				円	円	年 月 日																									
供託金額		50000円																													

<ul style="list-style-type: none"> ○ 供託により消滅すべき債権又は抵当権 ○ 反対給付の内容 ○ 送付する添付書面あり ○ 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。 <p>複数の会社法人等番号を提示する場合は右側の入力欄に入力してください。 (複数の会社法人等番号を入力する番号には、1番号ごとに改行してください。) ※入力方法 半角12桁で入力し、(ハイフン)は入れないでください。 (記載例) 123456789010 また、会社法人等番号(供託者)・会社法人等番号(代理人)欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。</p>				
<ul style="list-style-type: none"> ○ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 ● 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 <p>(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。</p>	<p>会社法人等番号・複数入力用</p>				
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。 	<p>補正対象申請番号： (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)</p> <p>連絡先情報</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>甲山太郎</td> </tr> <tr> <td>連絡先電話番号</td> <td>12-3456-7890</td> </tr> </table>	氏名	甲山太郎	連絡先電話番号	12-3456-7890
氏名	甲山太郎				
連絡先電話番号	12-3456-7890				

会社法人等番号を入力して、「資格証明書を省略するため会社法人等番号を提示する。」欄にチェックすることにより、代表者の資格証明書の送付を省略することができます。

供託書正本の受取りを郵送で希望される場合、供託書正本送付用封筒・切手の送付が必要となります。

郵送で供託申請をする場合 << 供託金の納付は「電子納付」の利用がおすすめです。 >>

原則、銀行振込手数料がかかりません。

郵送申請（電子納付）の流れ

- | | | | | |
|---|---|--|---|---|
| <p>【OCR用紙入手】</p> <p>① 最寄りの法務局（支局も可）において供託書（OCR用紙）を入手します。</p> | <p>【必要書類等の送付】</p> <p>② 必要書類等を法務局へ送付します。
※1</p> | <p>【受理決定通知】</p> <p>③ 申請内容に問題がなければ、法務局から郵送で受理決定通知書が届きます。</p> | <p>【供託金の納付】</p> <p>④ インターネットバンキング 又は ATM を利用して供託金を納付します。 ※2</p> <p>※2 ペイジー対応のインターネットバンキング 又は ATM</p> | <p>【供託書正本受領】</p> <p>⑤ 法務局から供託書正本が届きます。</p> |
|---|---|--|---|---|

※1 郵送供託申請の際に法務局に送付する書類

- | | | | | |
|---|--|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 供託書（OCR用紙）
＜注意＞折り曲げ厳禁 | <ul style="list-style-type: none"> ● 供託カード（カードが発行されている場合） | <ul style="list-style-type: none"> ● 返信用封筒（小）（受理決定通知書送付用） ● 返信用封筒（大）（供託書正本及び次回OCR用紙送付用）
＜注意＞切手貼付、宛名記載 | <ul style="list-style-type: none"> ● 納付方法メモ（納付方法、連絡先（電話番号）のメモ） <p>電子納付で納付します。
 供託者氏名 ○○○○
 連絡先 ○○○-○○○-○○○○</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 会社・法人代表者の資格証明書（3か月以内のもの） <p>代表者事項証明書
 又は
 履歴（現在）事項
 全部証明書</p> |
|---|--|---|--|---|



供託手続について、ご不明な点は、岐阜地方法務局供託課にお問合せください。

岐阜地方法務局 供託課 岐阜市金竜町5丁目13番地
 電話番号 058-245-3181（内線131）